

税法実務コース「法人税重要論点Ⅲ」	学習スケジュール
--------------------------	-----------------

回 数	学 習 テ ー マ		内 容
第 1 回	第 1 章	テーマ 1 棚卸資産の実務での取扱い テーマ 2 棚卸資産の評価方法等，取得価額	棚卸資産，有価証券，外貨建取引等に関する法人税における取扱いについて説明します。実務でのポイントについても解説します。
	第 2 章	テーマ 3 有価証券の実務での取扱い テーマ 4 有価証券の評価方法等，取得価額	
	第 3 章	テーマ 5 外貨建取引等の実務での取扱い テーマ 6 外貨建取引等の換算等	
第 2 回	第 4 章	テーマ 7 消費税の実務での取扱い テーマ 8 控除対象外消費税額等 テーマ 9 別表 16（10）の記載	消費税が法人税においてどのように取り扱われるかを説明します。特に税抜経理方式の場合が重要です。
	第 5 章	テーマ 10 その他の損金の実務での取扱い テーマ 11 その他の損金	生命保険料，ゴルフクラブの入会金や年会費などの取扱いについて説明します。
第 3 回	第 6 章	テーマ 12 益金・損金の実務での取扱い テーマ 13 益金の額・損金の額	益金と損金の原則的な取扱いについて説明します。特に債務確定基準が重要です。
	第 7 章	テーマ 14 設立第 1 期の実務での取扱い テーマ 15 設立第 1 期の法人税における取扱	会社の設立第 1 期は特別な規定が設けられています。また，事業年度が 1 年未満の計算が必要になります。

※講義内容については変更になる場合があります。予めご了承ください。

■本テキストの内容及び関係法令書類につきましては，平成29年 4 月 1 日現在確定された法令等に基づき作成しております。

税法実務コース「法人税重要論点Ⅲ」

CONTENTS

第1章 棚卸資産

テーマ1 棚卸資産の実務での取扱い 2

■棚卸資産は実務でどのように取り扱われるのか

テーマ2 棚卸資産の評価方法等，取得価額 6

■棚卸資産の期末評価方法や取得価額はどのようなものか

第2章 有価証券

テーマ3 有価証券の実務での取扱い 12

■有価証券は実務でどのように取り扱われるのか

テーマ4 有価証券の評価方法等，取得価額 14

■有価証券の期末評価方法や取得価額はどのようなものか

第3章 外貨建取引等

テーマ5 外貨建取引等の実務での取扱い 24

■外貨建取引等は実務でどのように取り扱われるのか

テーマ6 外貨建取引等の換算等 28

■外貨建取引等の換算はどのように取り扱われるのか

第4章 消費税

テーマ7 消費税の実務での取扱い 40

■消費税は実務でどのように取り扱われるのか

テーマ8 控除対象外消費税額等 44

■控除対象外消費税額等は法人税でどのように取扱われるのか

テーマ9 別表16(10)の記載 52

■別表16(10)（繰延消費税）はどのように記載するのか

第5章 その他の損金

テーマ10	その他の損金の実務での取扱い	60
-------	----------------	----

■その他の損金は実務でどのように取り扱われるのか

テーマ11	その他の損金	64
-------	--------	----

■その他の損金は法人税でどのように取り扱われるのか

第6章 益金の額・損金の額

テーマ12	益金・損金の実務での取扱い	76
-------	---------------	----

■益金の額・損金の額は実務でどのように取り扱われるのか

テーマ13	益金の額・損金の額	80
-------	-----------	----

■法人税における益金の額・損金の額はどのようなものか

第7章 設立第1期の取扱い

テーマ14	設立第1期の実務での取扱い	90
-------	---------------	----

■設立第1期は実務でどのように取り扱われるのか

テーマ15	設立第1期の法人税における取扱い	94
-------	------------------	----

■設立第1期は法人税でどのように取り扱われるのか

1

棚卸資産の実務での取扱い

棚卸資産は実務でどのように取り扱われるのか

■ 1 売上原価等の算定方法

当期の売上高に対応する売上原価等は、次の算式によって計算します。

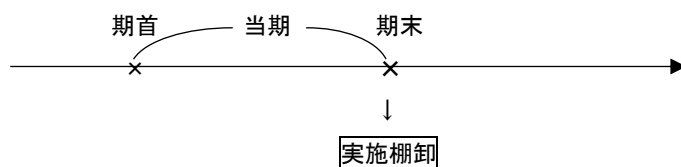
$$\text{期首棚卸高} + \text{期中仕入高} - \text{期末棚卸高} = \text{売上原価等}$$

期末に棚卸を行って棚卸資産の期末評価額を算定し、その金額を控除することによって売上原価等を計算します。期中に棚卸資産の受払いの記録を付けていない場合でも、期末棚卸高を確定することによって売上原価等の計算が可能となります。

■ 2 実施棚卸

法人は実施棚卸をすることによって法人が保有する棚卸資産の数量を確定し、それに法人が選定した評価方法に基づいて計算された金額（単価）を乗じて棚卸資産の評価額を確定します。

棚卸資産については、各事業年度終了の時ににおいて実地棚卸しをしなければならないこととされていますので、期末時点の棚卸数量を実際にカウントします。企業の規模が大きくなると、作業を止めて1日かけて実地棚卸を行うことも想定されます。



なお、実施棚卸は期末に行わなければならないませんが、法人が、その業種、業態及び棚卸資産の性質等に応じ、その実地棚卸しに代えて部分計画棚卸しその他合理的な方法により当該事業年度終了の時のにおける棚卸資産の在高等を算定することとしている場合には、継続適用を条件として認められます。

■ 3 評価方法の選定

(1) 評価方法の選定及び届出

棚卸資産の評価方法には先入先出法や移動平均法など複数の方法がありますが、どの方法を選択するかを決めて、評価方法を記載した届出書を設立第1期の確定申告期限までに提出することとされています。

(2) 中小企業の評価方法

中小企業の場合には、1人で会社運営をしているケースもあり、棚卸資産の受払い記録を付けることができない場合も想定されてきます。受け払い簿を付けていない場合、先入先出法や移動平均法などは実際には適用が不可能となります。実務的には、最も簡便な方法として「最終仕入原価法」を適用している法人が多いと思われます。

また、小売業や製造業など、多数・多品種の棚卸資産を扱っている場合、個々の棚卸資産の評価額を算定するのが難しいことがあります。また、中小企業の製造業の場合、仮に棚卸資産の受払簿を付けていたとしても、原価計算をしていなければ期末の製品評価額や仕掛品の評価額を計算することはできないことになります。中小企業では、人的にも時間的にも原価計算をするのが難しい場合が多いと思われます。このような場合に、売価還元法を適用しているケースも見受けられます。

(3) 最終仕入原価法

最終仕入原価法では、最後に仕入れた際の仕入単価を期末の数量に乗じて期末棚卸高を計算します。したがって、期中において数量の受払記録を付けていなくても期末棚卸高の計算が可能となります。最終仕入原価法は簡便な方法であるという理由で中小企業において広く採用されている評価方法です。

ただし、最終仕入原価法は、会計上は適正な評価方法としては認められていません。期首棚卸高と当期仕入高の合計額を、売上原価と期末棚卸高に配分するという方法ではないからです。仮に、期末近くになって棚卸資産の仕入価格が急上昇したような場合、実質的に評価益を計上する結果となるために、会計上は認められない方法なのです。

ただし、上場会社のような大企業でも最終仕入原価法が採用されているケースがあります。これは、重要性の乏しい棚卸資産について、簡便な評価方法として許容されているものと考えられます。

法人税では、本来、会計的には認められない最終仕入原価法が「法定評価方法」として規定されており、中小企業において広く採用されています。